

業務指示書

ウクライナ国ボルトニッチ下水処理場改修事業計画策定支援【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年7月30日 / 12時 まで /

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年8月4日 / までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり /

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道分野に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道分野に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機械（1）】

- 1) 類似業務の経験：下水処理施設に係る機械 /
- 2) 対象国又は同類似地域：ウクライナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月8日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
水質・汚泥分析調査(業務指示書P5、P9に記載)

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(UAH1 = 8.57 円 , US\$1 = 103.41 円 , EUR1 = 138.49 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/施設計画 /
機械(1) /

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.50 M/M /

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年8月22日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ウクライナ国ポルトニッチ下水処理場改修事業計画策定支援【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/施設計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	3.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	2.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	3.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機械(1)	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ウクライナ国の首都キエフ市（人口約270万人）は、市内及び市郊外で発生する下水の処理をポルトニッチ下水処理場（処理能力157.3万立方メートル/日）で行っている。ポルトニッチ下水処理場は3系統の下水処理施設を有しており、1964年に供用開始した第1系列は特に老朽化が著しく、近隣住民からは悪臭についての苦情も寄せられるなど早急に代替施設の建設が必要な状況である。第2系統は1975年、第3系統は1986年にそれぞれ供用開始されており、同様に老朽化が進んでいる。また、下水処理工程で発生する汚泥は安定化処理の後、汚泥処分場に送られているが、この汚泥処分場も、ほぼ満杯となっているため、過去のドニエプル川への汚泥流入事故の再発が危惧されるなど、汚泥焼却炉等の汚泥量削減のための施設整備が緊急の課題となっている。

そこで、ウクライナ政府は国家経済改革計画（2010～2014年）において持続可能な経済開発を目標とし、ソ連時代に整備され老朽化したインフラ改修、中でも下水セクター改善を優先事項に掲げた。キエフ市では「キエフ市社会セクター改革プログラム（2010年）」を策定し、ポルトニッチ下水処理場の改修を2014年中に開始することを目指すとともに、ポルトニッチ下水処理場の改修事業計画作成に着手している。これまで、2007年に独コンサルタント会社がF/Sを策定し、2012～2013年には、当該F/Sに基づき、仏コンサルタント会社がウクライナコンサルタントと共同で、ウクライナ国家承認に必要な資料作成を行った経緯がある。これら状況を踏まえ、2012年に、ウクライナ地方開発・建設・公共サービス省及びキエフ市は、本事業に対する円借款支援要請を行った。

このような背景のもと、JICAは2013年度に「ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援」（以下、「先行業務」という）を実施し、我が国の技術活用可能性の検討や技術的側面からの案件形成促進を実施した。それを受けて、日本政府は2014年3月のG7サミットにおいて、本事業に対し、最大1,100億円を円借款として供与する方針を発表した。同4月には、事業内容がウクライナ政府において国家承認されたものの、閣議資料は仏コンサルタント会社が作成した資料を基に提案されていたため日本標準の仕様は含まれていなかった。しかしながらウクライナ政府は、本事業に対して本邦技術活用条件（STEP）の適用を希望していることから、右条件に合致するウクライナ向け閣議資料を再度作成し、国家承認を取り直す必要性が生じた。このような経緯から、ウクライナ側は本事業について早急に日本側専門家による調査にかかる支援を要請してきた。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

ポルトニッチ下水処理場改修事業（以下、「本事業」という）

(2) 事業目的

キエフ市の下水処理を一元的に担うポルトニッチ下水処理場の改修を図ることにより、国際河川であるドニエプル川の水質改善等を図り、もって地域住民の衛生環境・居住環境の改善に資するもの。

(3) 事業概要

- 1) コンポーネント 1
 - 第 2・第 3 系統の前処理施設の新設
 - 第 2・第 3 系統の一次処理施設の新設
 - 第 2 系統の二次処理施設の改修
 - 第 3 系統の二次処理施設の部分改修
- 2) コンポーネント 2
 - 重力濃縮施設の新設
 - 機械濃縮施設の新設
 - 機械脱水施設の新設
 - 管理棟・試験棟の新設
- 3) コンポーネント 3
 - 汚泥焼却施設の新設
- 4) コンポーネント 4
 - 第 1 系統の前処理施設の新設
 - 第 1 系統の一次処理施設の新設
 - 第 1 系統の二次処理施設の新設
 - 第 1 系統の高度処理施設の新設
- 5) コンサルティング・サービス

なお既存施設の撤去及び用地造成については、先方負担事項として本事業に先行して実施される予定。

また汚水処理方式については、新設する第 1 系統は嫌気無酸素好機法（無端式 A20 法）、紫外線消毒、三次処理とし、改修する第 2、第 3 系統は標準活性汚泥法（既設と同じ）とする予定である。さらに汚泥処理方式は、重力機械濃縮と機械脱水機、汚泥焼却を予定している。

(4) 対象地域

キエフ市

(5) 関係官庁・機関

- 1) 地方開発・建設・公共サービス省【要請元・所管官庁】
- 2) 財務省【円借款借入人】
- 3) 経済開発・貿易省【ODA 所管官庁】
- 4) キエフ市
- 5) キエフ市上下水道公社 (KVK)【実施機関】

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・ ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援 (2013 年度)

3. 業務の目的

本業務は、ウクライナ政府から円借款要請のあったキエフ市ボルトニッチ下水処理

場改修事業について必要な情報収集・調査を行い、ウクライナ国家承認に必要な事業計画（案）を策定するとともに、KVKの事業計画策定能力が向上することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ボルトニッチ下水処理場改修事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務の位置づけ及び本邦技術活用（STEP）検討

本事業は、本邦技術活用条件（STEP）適用を想定しており、その計画は本邦技術製品、サービスにかかる本邦調達比率の確保を始めとした諸条件を満たす必要がある。JICAは、2013年度に「ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援」を実施し、STEP条件適用を前提とした計画策定を支援している。しかしながら、ウクライナ政府による国家承認のためには、別途、ウクライナ側の内部手続きに沿った詳細事業計画（ウクライナ側呼称：Stage P document【注】）の作成が必要である。本業務は、既に作成されている事業計画等に基づき、STEP適用を想定した詳細事業計画をウクライナ政府が作成し、国家承認が得られるよう助言・指導を行うものである。本件は、STEP条件による事業実施を前提とした事業費がウクライナ側の国家承認に必要な詳細事業計画（案）に適正に計上されるよう支援及び助言を行うとともに、STEP条件適用にあたってはウクライナ側との十分な協議・調整が必要になることから、業務実施期間中に十分にJICAと協議を行うこと。

【注】ウクライナでは大規模公共工事の実施に際し、「Stage P」（事業計画策定段階）と「Working Documentation」（実施設計段階）に分けて手続きを行う必要がある。本事業では、KVKがStage P documentを作成し、所管官庁の承認等を経て、国家専門委員会のレビュー、閣議決定により政府承認が行われることになっている。

(2) 既存調査結果の活用

1. に記載のとおり、本事業については、2007年、ドイツのコンサルタントにより、既にF/Sを策定済みである。また、JICAは、2013年度に「ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援」を実施し、STEP要件を前提とした事業計画策定の支援を行っている。本調査では、これらの既存調査結果をもとに、STEP要件を前提とした詳細事業計画の作成支援を目的とすることから、これら既存調査結果を十分にレビューしたうえで、検討を進める必要がある。

(3) 焼却灰再利用

本事業では、汚泥焼却施設の新設がコンポーネントに含まれており、同施設から焼却灰が発生する（先行業務では、施設運営時に1日120トンの焼却灰が発生

すると試算されている)。焼却灰はセメント等に再利用が可能であり、既にいくつかのセメント会社から焼却灰の受け入れが可能との回答も得られている。したがって、本業務では、焼却灰の有効利用先確保のため、これを製品原料として受け入れ可能なセメント会社等の確保を進めるよう、実施機関である KVK 及び関連機関に対し支援及び助言を行うものとする。

(4) 汚泥処理場利用方針

ボルトニッチ下水処理場は、現在場外に 3 か所の汚泥処分地を有しているが、これら汚泥処分場はほぼ満杯になっている。少なくとも、本事業実施期間中に既存汚泥処分場が満杯になることが見込まれることから、供用開始までの残余能力の確保、補強対策について実施機関である KVK 及び関連機関に対し支援及び助言を行うものとする。

(5) 汚泥用焼却炉の実施体制

ウクライナ国内において汚泥用焼却炉の建設実績はないことから、我が国の技術活用の検討の際には、将来的に建設、運営・維持管理が適切に実施されるよう、実施体制に特に留意すること。

(6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」（以下、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月））に掲げる廃棄物処理・処分セクターに該当するため、カテゴリ A に分類される予定である。また、実施機関は環境社会配慮に係るウクライナ国内法規及び JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）に従い、既存の環境アセスメント報告書（2014 年 4 月承認）を修正する必要があることから、本業務の中でこれらの作成過程で支援及び助言を行うものとする。

なお、本事業は既存施設の改修・新規施設（焼却炉等）建設であり、既存施設内の配置となることから、新たな用地取得は発生しない。また、事業対象地内に少数民族及び先住民族の存在は確認されておらず、事業対象地域に影響を受ける文化遺産や宗教施設等は存在しない。周辺には配慮すべき景観は存在せず、工事は既存下水処理場内のみで行われることから、景観への影響もない。

(7) 我が国の対ウクライナ支援方針

我が国は、2014 年 3 月 G7 サミットにおいて、「首都キエフ市住民の衛生環境・居住環境の改善を目的として、同政府の「ボルトニッチ下水処理場改修事業」に対して最大で 1,100 億円の円借款を供与する」と意思表示を行っており、ウクライナ政府からは迅速な事業実施が求められている。そのため、スケジュールに特に留意して支援及び助言を行うものとする。

6. 業務の内容

以下に示す業務内容について、効果的に業務を実施するために必要な業務方法、手順等を提案し、国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な業務行程をプロポーザルで提案すること。上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務内容を実施する。

(1) STEP を念頭においた、円借款案件形成のために必要な指導・助言

- 1) STEP を想定した事業計画（案）及び国家承認に必要な資料（案）の作成指導
 - a. 事業計画（案）のうち調達手続きを含めた詳細設計／施工期間については、月単位のバーチャートにより、案を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。その際には、機構が指示する円借款に係る標準スケジュール及び先行業務にて策定した事業計画（案）を見直す。
 - b. 事業計画（案）のうち調達方法を含む実施方法については、以下の項目を念頭に指導を行う。特に『円借款事業に係る標準入札書類（英）』について、実施機関の理解促進をはかる。設計・施工を分離する発注方式と、設計・施工を一体とする発注方式に係る理解の習熟度を向上させるとともに、借入人の責任において、最も経済的かつ効率的である発注方式を選択できるように JICA とも相談の上、助言を行う。
 - ・入札方法、契約条件の設定・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針・規制
 - ・コンサルタントの選定方法
 - ・施工業者の選定方針
- 2) 2. (3) 1) ~ 4) に関する、我が国の技術活用の検討
 - a. ウクライナ国家承認に必要な設備設計のための技術的支援及び助言を行う。その際に、我が国の技術活用の検討材料として、水質・汚泥分析調査を現地再委託にて行う。
 - b. 先行業務において基本設計された施設について施工方法を再検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法の有無について確認する。融雪時期の地下水上昇対策や、厳冬期の施工方法、スケジュールなども考慮すること。
 - c. 最新の情報に基づき、本事業の実施体制・維持管理体制を確認し、取りまとめる。必要に応じて詳細事業計画（案）に反映させる。
 - ① 実施機関、運営・維持管理機関、主要な関係機関の財務（予算、支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表）状況
 - ② 実施機関、運営・維持管理機関、主要な関係機関の組織構造・人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）、組織内の調整・意思決定プロセス
 - ③ 実施機関、運営・維持管理機関、主要な関係機関の技術的・財務的能力
 - ④ 本事業に関係する各行政機関の機能と本事業における役割
 - ⑤ プロジェクト運営調整委員会（PCC）等の事業実施に関する調整のためのハイレベル委員会のメンバー構成及びそのTOR案
 - ⑥ プロジェクト実施ユニット（PIU）の体制、メンバー構成（役職、人数、各役職のTOR）、人員雇用計画（外部から人を雇用する場合は、そのTOR・選定方法・選考資格・給与水準）
 - ⑦ PIUメンバーに対するトレーニング実施の必要性の検討及びその計画
 - ⑧ 運営・維持管理費用と収入源（キャッシュフロー分析）
 - ⑨ 調達の承認・決定プロセス

- d. 必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容（TOR 案）及びその規模（M/M）、コストブレイクダウンについて助言・指導を行う。コンサルティング・サービスについては、ウクライナにて一般的に採用されているデザイン・ビルド方式を採用する場合と、採用しない場合の2通りを検討する。また、閣議書類に付属する設計書類の精度を確認し、施工業者入札前に必要な詳細設計或いは概略設計の必要期間及び必要なウクライナ国内手続きを確認する。

3) STEP を想定した事業費積算手法に係る指導

- a. 先行業務及び機構との協議を踏まえ、本プロジェクトの概略事業費積算手法について指導を行う。

(2) 環境社会配慮

- 1) JICA 新環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)に基づく、環境社会影響及び環境社会配慮の確認
- 2) 既設下水処理施設による環境社会配慮の有無、緩和策、モニタリング実施状況の確認
- 3) 我が国の技術活用を想定した環境アセスメント報告書(案)の作成指導

- a. JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、既存の環境アセスメント報告書(2014年4月承認)のレビューを行い、修正版環境アセスメント報告書(案)の作成支援をする。環境アセスメント報告書レビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行い、修正版環境アセスメント報告書に反映させる。レビュー段階で必要と認められた場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング(案)と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。事業実施にあたり必要となる手続き等についてKVKをはじめとする関係機関と協議のうえ、役割分担等を明確化する。

なお、先行業務では、既存の環境アセスメント報告書作成指導を行っており、同報告書は前述のとおり国家承認を既に得ている。本業務では、JICA環境ガイドラインに基づき、我が国の技術活用に伴う修正の指導を行う。

- b. 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- ・ ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- ・ 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - 2) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - 3) 関係機関の役割
- ・ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその

- 評価方法を明らかにすること)の実施
- ・影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- ・影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ・緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ・環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討
- ・予算、財源、実施体制の明確化
- ・ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)
- c. 環境社会配慮助言委員会への説明のため、関連情報の整理及び説明資料作成等の支援業務を行うとともに、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ事前配布資料を作成する。

(3) ドラフト・ファイナル・レポート

- 1) 業務結果を取り纏め、ドラフト・ファイナル・レポートを作成する。当機構主催のドラフト・ファイナル・レポート検討会に出席し、コメントを踏まえ修正する。
- 2) ドラフト・ファイナル・レポートを先方関係機関に提示し、業務結果を説明・協議する。

(4) ファイナル・レポート

- 1) ドラフト・ファイナル・レポートに対する先方関係機関のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成し、当機構に説明する。
- 2) 当機構からのコメントに基づく加筆修正を行い、最終版に対する先方了承を取り付ける。

7. 成果品等

(1) 業務報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- 1) 環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ事前配布資料
記載事項：考慮すべき環境社会項目及び評価方法（スコーピング案）
提出時期：2014年10月
部数：CD-R 1枚（和文）
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート
記載事項：業務結果の全体成果（要約・図面を含む）
提出時期：2015年1月
部数：CD-R 1枚（和文・英文）
- 3) ファイナル・レポート
記載事項：業務結果の全体成果（要約・図面を含む）
提出時期：2015年3月
部数：和文5部（製本）、英文8部（製本）、CD-R 3枚（和文・英文）

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改

ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は機構の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件業務を通じて収集した資料及びデータ、閣議審査用資料として先方実施機関に提出した資料は項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で業務終了後機構に提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との各業務報告書説明・協議にかかる議事録(M/M)を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに機構に提出すること。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、3日前までに配布資料を機構に提出すること。

2) 調査業務報告書

機構の規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月15日までに機構に提出する。

3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を機構へ提出する。

4) 再委託契約の成果品

「第3 業務実施上の条件」3. 現地再委託に記載されているとおり、再委託契約により実施した成果品について機構へ提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、機構が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

(5) その他、業務報告書作成にあたっての留意事項

- 各業務報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 各業務報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に機構に提出し、承諾を得ること。
- 各業務報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、業務結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振り

に十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

- レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2014年9月上旬より業務を開始し、2015年1月中を目途にドラフト・ファイナル・レポートを準備、2015年3月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約19M/M

（2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／施設計画（2号）
- 2) 土木／建築
- 3) 機械（1）（3号）
- 4) 機械（2）
- 5) 電気（1）
- 6) 電気（2）
- 7) 積算／財務分析
- 8) 環境社会配慮

3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を十分に有する現地のコンサルタント等に再委託して実施することを認める。なお、下記調査項目以外も再委託して実施することが適切と思われる項目がある場合、プロポーザルにて提案すること。

（1）水質・汚泥分析調査

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地業務を踏まえて数量を確定することとし、現地再委託にかかる経費は、別見積もりとする。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

4. 貸与資料／閲覧資料

（1）貸与資料

・ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援最終報告書目次

（2）閲覧資料

なし

5. 調査用機材

(1) 調達

本業務を実施する上で必要な機材があれば、機材名、数量、仕様、現地調達の可否、見積価格、事由（用途）等をプロポーザルにて提案すること。

(2) 管理

資機材については、JICA「受託団体向け機材調達ガイドライン」に基づき、受注者が機構の関連規定を遵守して調達する。本業務実施のために、現地業務に際して本邦から携行する受注者所有の資機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在ウクライナ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援最終報告書上記業務完了報告書本体については、概算事業費や概略設計等の円借款入札関連情報が含まれるため、非公表設定されている。そのため報告書本体の貸与については、受注者のみに限定する。

以上